

遅延損害金と延滞金について

水道料金と下水道使用料は納期限までに、お支払いください。

納期限を過ぎると、水道料金については遅延損害金を、下水道使用料については延滞金を納めていただくことになります。

遅延損害金と延滞金の計算方法については、下記の計算式をご覧ください。

計算方法

遅延損害金と延滞金は、納期限の翌日からお支払いいただいた日までの日数に応じて、下記の計算式により算出します。

水道料金の支払いが納期限を過ぎた場合

[遅延損害金の計算式]

水道料金(※1) × 利率(※2) × 日数(※3) ÷ 365日 = 遅延損害金

※1：2,000円以上を対象とし、1,000円未満の端数を切り捨てます。

※2：年3%です。(民法第404条に規定している法定利率となります。)

※3：納期限の翌日からお支払いいただいた日までの日数

下水道使用料の支払いが納期限を過ぎた場合

[延滞金の計算式]

下水道使用料(※4) × 利率(※5) × 日数(※6) ÷ 365日 = 延滞金

※4：2,000円以上を対象とし、1,000円未満の端数を切り捨てます。

※5：督促状の指定納期限までが年2.8%で、督促状の指定納期限を過ぎると年9.1%となります。(利率は関係規定の改正により変更となる場合があります。)

※6：納期限の翌日からお支払いいただいた日までの日数

(督促状の指定納期限までと同納期限の翌日以降の日数に応じて、それぞれ上記※5の利率を掛けて計算します。)

算出した遅延損害金と延滞金の端数処理

算出額が1,000円未満の場合は全額を切り捨て、遅延損害金、延滞金は徴収いたしません。

算出額が1,000円以上の場合は100円未満の端数を切り捨て、100円単位で徴収いたします。